・同種工事３　主たる構造がＲＣ造又はＳＲＣ造の免震建物の建設工事
・同種工事４　市街地（※４）におけるＲＣ造又はＳＲＣ造、５階建以上の建築物除却工事
※１　主要用途：延べ面積の過半以上。以下同じ。
※２　「庁舎」とは、国家機関がその事務を処理するために使用する建築物をいい、学校、病院及び工場、刑務所その他の収容施設並びに自衛隊の部隊及び機関が使用する建築物を除くものとする。以下同じ。（「官公庁施設の建設等に関する法律第２条２項」参照）
※３　共同住宅の延べ面積が11,000㎡以上であれば複合施設でも可
※４　総務省統計局が実施した平成27年度国勢調査の結果に基づく人口集中地区（ＤＩＤ地区）相当を対象とする。以下同じ。

ロ　設計実績　次の(ｲ)の条件を満たすこと又は(ｲ)から(ﾛ)の条件を満たす者（この場合、当該者は申込者の一員とし、工事共同企業体の一員とはしない。）に実施設計を行わせることが出来ること。（設計共同体としての実績は、代表者のものに限る。）

(ｲ)　平成24年度から公告日の前日までに完了した同種設計１、同種設計２及び同種設計３の設計実績を有し、一級建築士事務所登録のある者。

(ﾛ)　当機構中部地区における令和５・６年度の一般競争参加資格について「建築設計」の認定を受けている者。

・同種設計１　主要用途庁舎又は事務所、延べ面積13,000㎡以上の建築物の設計
・同種設計２　主たる構造がＲＣ造又はＳＲＣ造、高さ60m以上、延べ面積8,000㎡以上の共同住宅（※５）の設計
・同種設計３　主たる構造がＲＣ造又はＳＲＣ造の免震建物の設計

※５　共同住宅の延べ面積が8,000㎡以上であれば複合施設でも可

②　工事受注予定業者が工事共同企業体で申し込む場合は、次のイ及びロに掲げる条件を満たすこと。

イ　施工実績　次の(ｲ)から(ﾛ)の条件をすべて満たすこと。

(ｲ)　工事共同企業体の代表者は①イの同種工事１、同種工事２及び同種工事３の施工実績を有すること。

(ﾛ)　工事共同企業体の構成員のうち１者が①イの同種工事４の施工実績を有すること。

ロ　設計実績　①ロの条件を工事共同企業体として満たすこと。

⑿　基盤整備工事及び建替工事に次の基準を満たす監理技術者をそれぞれ専任で配置できること。（工事共同企業体の場合は、建替工事の監理技術者については工事共同企業体のすべての構成員が配置できること。基盤整備工事の監理技術者については構成員のうちの１者でよい。）

なお、基盤整備工事及び建替工事の監理技術者は、次の各基準を満たせば、同一人とすることができる。

①　基盤整備工事の監理技術者は、次のイからニに掲げる条件をすべて満たすこと。

イ　一級建築士、１級建築施工管理技士又は１級土木施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

ロ　平成19年度から公告日の前日までの期間に工事完了した上記⑾①イ同種工事４について、元請として従事した経験を有する者であること。

ハ　監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ニ　工事受注予定業者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは下記６(1)に定める申請書等の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

②　建替工事の監理技術者は、次のイからニに掲げる条件をすべて満たすこと。

イ　一級建築士又は１級建築施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

ロ　平成19年度から公告日の前日までの期間に工事完了した、単独申込及び工事共同企業体申込の代表者にあっては、上記⑾①イ同種工事１及び同種工事３又は同種工事２及び同種工事３についての経験を有する者であること。

ハ　監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ニ　工事受注予定業者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは下記６(1)に定める申請書等の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

⒀　実施設計においては、次の①から③に掲げる条件をすべて満たす管理技術者を配置できること。（実施設計を上記⑾①ロに定める申込者の一員に行わせる場合は、上記⑾①ロに定める設計業者に配置できること。）

①　一級建築士の資格を有する者。

②　日本国内において平成19年度から公告日の前日までに完了した上記⑾①ロ同種設計１及び同種設計３又は同種設計２及び同種設計３について元請として従事した経験を有する者であること。

③　工事受注予定業者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは下記６(1)に定める申請書等の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

⒁　施工体制に関し、次の要件を備えていること。

①　会社としての「契約不適合処理体制」が整備されていること。

②　施工に当たって、会社の施工部門と品質管理部門（監理技術者の資格を有する者が担当すること。）がそれぞれ独立した体制を取ることができること。

⒂　当機構が中部地区で発注した工事種別「建築」において調査基準価格を下回った価格をもって令和２年４月１日以降に契約し、工事成績評定が68点未満である者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）については、次の条件を満たしていること。

・当機構が発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。
・当機構が発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格で契約し施工中の者は、下記６(1)に定める申請書等の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

⒃　低入札価格調査対象となった場合には、上記⑿に掲げる基準を満たす専任の技術者をすべての工事に１名以上追加配置できること。なお、追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認できる書類を添付して報告すること。（工事共同企業体申込の場合は、工事共同企業体として上記に掲げる技術者の追加配置を求めるものとする。）

⒄　工事共同企業体の構成基準　工事共同企業体の構成は、上記(1)から⒃及び⒆をすべて満たす者で構成され、かつ、次の①及び②により構成しなければならない。また、工事共同企業体の構成員数は、３者以内とする。

①　各構成員の出資比率は、２者で構成される場合にあっては30％以上、３者で構成される場合にあっては20％以上であること。

②　代表者は、各構成員のうち、より大きな施工能力を有する者であって、かつ出資比率が最大であること。

⒅　工事共同企業体の認定申請等

①　認定申請　本工事の競争入札に参加を希望する工事共同企業体は、下記６(1)に定める申請書等の提出に先立ち、「特定建設工事共同企業体協定書等の作成の手引き」（別冊入札説明書による。）による「共同請負入札参加資格審査申請書」、「特定建設工事共同企業体協定書」、「委任状」及び「工事履歴書」を提出し、当機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有する者として認定を受けなければならない。

②　認定申請の提出期限及び場所

提出期間：令和５年３月１日（水）から令和５年５月19日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後４時（ただし、正午から午後１時の間は除く）まで。

提出場所：下記５(5)に同じ。